

## 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置一覧

取得時期: 令和6年4月1日から令和8年3月31日

適用期間: 3年間

根拠法令	特例対象資産	特例割合	要件
地方税法附則第15条第25項第1号イ	太陽光発電設備 (出力1,000kW未満)	2/3 (わがまち特例)	FIT・FIP認定外 (ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備)
地方税法附則第15条第25項第3号イ	太陽光発電設備 (出力1,000kW以上)	3/4 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第3号ロ	風力発電設備 (出力20kW未満)	3/4 (わがまち特例)	FIT・FIP認定
地方税法附則第15条第25項第1号ロ	風力発電設備 (出力20kW以上)	2/3 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第4号イ	水力発電設備 (出力5,000kW未満)	1/2 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第3号ハ	水力発電設備 (出力5,000kW以上)	3/4 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第1号ハ	地熱発電設備 (出力1,000kW未満)	2/3 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第4号ロ	地熱発電設備 (出力1,000kW以上)	1/2 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第1号ニ	バイオマス発電設備(下記以外のもの) (出力10,000kW以上20,000kW未満)	2/3 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第2号	バイオマス発電設備(木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換するもの) (出力10,000kW以上20,000kW未満)	6/7 (わがまち特例)	
地方税法附則第15条第25項第4号ハ	バイオマス発電設備 (出力10,000kW未満)	1/2 (わがまち特例)	